

岩手県告示第323号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 八幡平市
- 2 事業施行期間 平成27年11月24日から令和6年6月30日まで
- 3 施行地区 八幡平市大更第21地割及び第25地割の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 八幡平市大更駅前線沿道整備土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 八幡平市野駄第21地割170番地
- 6 施行認可の年月日 平成27年11月24日
- 7 変更認可の年月日 令和5年6月9日